

令和元年度8月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和元年8月9日(金)

召集場所 西伯郡伯耆町溝口652番地1 溝口公民館3階大会議室

出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 11名

事務局2名

1 開会宣告	午前10時00分
事務局	これより令和元年度第5回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>大変猛暑が続いていますが、盆前の猛暑のなか、皆さん農作業を大変暑い中で作業されていることと思います。</p> <p>連日テレビ等で放送されていますように、熱中症には十分気を付けて、農作業を行っていただきたいと思っています。台風の方も8号が過ぎたと思ったら、9号・10号が発生してしまして、9号の方は沖縄の下の方を通過して大陸の方に行くのではないかと思われますが、10号の方は、大変遅くてまだ進路がはっきりしていませんが、だんだん予想の進路をいいますと、ちょうど盆のさなかに西日本の方に向かってくるのではないかとこのような心配もされます。</p> <p>この天候で、水稻の発育も大変良くて、例年だとまだ穂が出ていないような品種に、穂が出てきたりしています。台風の被害を受けたりしなければいいのだがと思っているところです。</p> <p>また今月の24日には、皆様にお世話になりまして、農地パトロールもあります。その頃、また残暑が厳しいなかとは思いますが、ご出席いただきますようお願いいたしまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。</p>
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、1番 赤井委員・2番 影山委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第10号 農地の転用に関する届出書】
	【報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
	【報告第12号 認定電気通信事業の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について】
車議長	報告第10号、11号、12号を一括して、事務局より報告をよろしくお願いします。
事務局	<p>報告書第10号の朗読</p> <p>久古の松岡政彰さんの方から届け出が出ています。理由といたしましては、野菜の集出荷の調整作業場を作りたいということで、200㎡未満という農業用施設ということで、届け出がでています。場所は松岡さんの住まいの裏側の方になっています。届け出は7月24日に出されています。</p>
事務局	<p>報告書第11号の朗読</p> <p>これにつきましては、合意解約となります。地番が金屋谷の1,795番地2,950㎡の田です。これは石崎さんと楽祐さんが利用権の設定をされていたものを合意解約ということです。あとでこれは別の方との利用権の設定が今回の案件で出ています。</p>

事務局	<p>報告書第12号の朗読</p> <p>認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用です。</p> <p>これはKDDI株式会社の関係の方が、富江のヘタカ市44番地1、田707㎡のうち4㎡につきまして、携帯電話無線基地局の設置ということで、申請が出ているものです。</p> <p>工事期間は、9月1日から12月31日となっています。</p> <p>以上です。</p>
車議長	<p>ただいま報告第10号から第12号まで、事務局より説明がありました。これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
畑委員	<p>KDDIの件ですが、工事期間は令和元年9月1日から12月31日ということですが、この場合の鉄塔は、置くのではなくて、何かの工事用ということで、借地として借りるということですか。</p> <p>鉄塔を建てるのなら、工事期間中だけではおかしいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>その電波塔の関係の工事をその期間で行なって、そのあと建ったものはずっとそのままということだと思います。</p> <p>工事の施工期間ということで書いてあります。</p> <p>その間に工事をするということだと思います。</p>
畑委員	<p>要は、そのうちの4㎡というのは、鉄塔が建つからそのままずっと万年契約ということではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>KDDIがある間は、多分ずっとということだと思います。</p>
畑委員	<p>わかりました。</p>
車議長	<p>他になにか、質問はありますか。</p>
車議長	<p>ないようですので、報告第10号・11号・12号は、これで終わらせていただきます。</p>
5 議事	
車議長	<p>議事に入ります。</p>
	<p>【議案第20号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】</p>
車議長	<p>議案第20号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の朗読</p> <p>議案第20号の1番、吉長の案件です。</p> <p>地図を付けています。</p> <p>吉長 破更 172-4、175-7、175-13となっています。</p> <p>こちらにつきましては、株式会社西米商事さんが所有している道のようになっている部分につきまして、西米商事さんがすでに、後ろの方にあります『リバータウン』を作られた時に購入されて、道路ということで活用されておられるようですが、地目の変更がなされていなかったということで、現況としても、道路になっているということで、今回、非農地証明の審議ということで、申請が出ているものです。</p> <p>続きまして、議案第20号の2番、大殿の土地の案件です。</p> <p>こちら地図を付けています。スカイタウンの下の方になります。</p>

	<p>こちらにつきましては、大殿 北檜 1900番です。</p> <p>所有者は、西村篤美さんです。あとで、こちらの方も転用の申請が出るのですが、1900番につきましては、すでに埋め立てが行われておりまして、農地として復元することは不可能であろうということで、現地を確認してまいりました。</p> <p>以上です。</p>
車議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>1番から順次、審議をお願いしたいと思います。</p>
車議長	<p>議案第20号の1について、地元農業委員の加川委員さん、説明をよろしくお願いたします。</p>
加川委員	<p>7月31日に、事務局から2名と野坂委員さん、井澤委員さんとで現地の確認をさせていただきました。</p> <p>実際、もうすでに道路になってしまっていて、リバータウンを作った時から、道路となっています。</p> <p>特に問題はないのではないかと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。</p>
車議長	<p>野坂委員さん、この件について何か補足説明はありますか。</p>
野坂委員	<p>加川委員さんの言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願いたします。</p>
車議長	<p>説明が終わりましたが、この件について、皆様何かご質問・ご意見はありますか。</p>
車議長	<p>他には、ご質問等ありませんか。</p>
車議長	<p>他にないようですので、採決に入らせていただいでよろしいでしょうか。</p>
車議長	<p>議案第20号の1につきまして、承認される方の挙手をお願いします。</p>
車議長	<p>議案第20号の1は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）</p>
車議長	<p>議案第20号の2について、地元農業委員の影山委員さん、説明をよろしくお願いたします。</p>
影山委員	<p>7月29日に、事務局2名草原課長、安藤さん、それと中曾委員、宅野委員、妹尾委員とで、現地確認を行いました。</p> <p>今の事務局より説明がありましたように、ここはもう埋め立てがしてあります。</p> <p>もう農地としては、復旧するのは困難です。またへりの方には団地がきていますので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。</p>
車議長	<p>中曾委員さん、この件について何か補足説明はありますか。</p>
中曾委員	<p>影山委員さんと同意見ですので、審議のほどよろしくお願いたします。</p>
車議長	<p>妹尾委員さん、この件について何か補足説明はありますか。</p>
妹尾委員	<p>影山委員さんの言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願いたします。</p>
車議長	<p>宅野委員さん、この件について何か補足説明はありますか。</p>
宅野委員	<p>影山委員さんの言われるとおりですので、皆さん審議のほどよろしくお願いたします。</p>
車議長	<p>説明が終わりましたが、この件について、皆様何かご質問・ご意見はありますか。</p>
車議長	<p>他にないようですので、採決に入らせていただいでよろしいでしょうか。</p>

車議長	議案第20号の2につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第20号の2は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
	【議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について】
車議長	議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。
事務局	<p>議案の朗読</p> <p>議案第21号の1番です。 これはさきほど非農地の関係がありました吉長の案件のすぐ隣になる農地です。 場所としては、吉長 破更 172-1、175-8、175-9、175-10となっています。 所有者が後藤和人さんで、株式会社西米商事さんが譲受人として、購入される方です。 予定といたしましては、分筆して、戸建て住宅を3棟建てたいということでの申請となっています。</p> <p>続きまして、議案第21号の2番です。 大殿 北檜 1901番 田です。 こちら申請人が西村篤美さんで、譲受人が後藤瑞恵さんとなっています。 こちらにつきましては、株式会社佐嶋工務店が賃貸借をされる予定ということで、現況としては、1900番の方は埋め立てがしてありましたが、1901番につきましては、こちら非農地ではないかということで、5月に一度、現地を見に行った段階で、耕耘がしてあるということで、明らかな農地でありましたので、今回5条申請ということで、申請が出ているものです。 以上です。</p>
車議長	議案第21号の1について、地元農業委員の加川委員さん、説明をよろしくお願いたします。
加川委員	7月31日に、事務局と野坂委員、井澤委員と私とで現地確認を行いました。 日野川土手の真下みたいところで、 車が入って奥の方に、耕作が出来るようになっていまして、住宅が建って、特に迷惑のかかるような場所ではないので、審議のほどよろしくお願いたします。
車議長	野坂委員さん、何か補足説明はありますか。
野坂委員	加川委員さんの言われたとおりですので、審議のほどよろしくお願いたします。
車議長	説明が終わりました。何か皆様の方からご意見、ご質問はありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただいでよろしいでしょうか。
車議長	議案第21号の1につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第21号の1は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	続きまして、議案第21号の2 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、地元農業委員の影山委員さん、説明をよろしくお願いたします。

影山委員	<p>7月29日に、事務局2名草原課長、安藤さん、それと中曾委員、宅野委員、妹尾委員とで、現地確認を行いました。</p> <p>そしてこれは、この間行ってみたら、耕耘がしてありましたので農地でしたが、こちらの近辺東側、図面を見てもらえばわかりますが、1879の3とか、1888の1と、1882の1、ここは全部西村さんの土地だそうです。</p> <p>ですので、ここを資材置場にされても何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
車議長	中曾委員さん、何か補足説明はありますか。
中曾委員	影山委員の言われるとおりでですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	妹尾委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
妹尾委員	影山委員さんの言われるとおりでですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	宅野委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
宅野委員	影山委員さんの言われるとおりでですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方が終わりました。この件について、皆様何かご意見、ご質問はありますか。
畑委員	<p>2番の方をちょっと確認したいのですが、譲受人の方が後藤さんということで、この方が譲り受けられてから、佐嶋工務店が資材置場にされたということですが、だいたい5条の場合は、譲渡人から譲受人で、譲受人が何かをするということ、又貸しみたいな形になるのではないのでしょうか。</p> <p>5条申請が出た場合は、譲受人が何かをするということなら別だが、それからまた第三者に貸すということですか。そのような方法で問題はないのでしょうか。</p>
事務局	これは県に確認しました。
車議長	説明をして下さい。
事務局	<p>説明をさせていただきます。</p> <p>これは、貸し資材置場ということですが、あくまでも譲受人の後藤さんが、賃貸借業ということで事業を実施されるので、佐嶋工務店が事業実施者ではありません。</p> <p>後藤さんが工事をされる、もちろん委託されて行うということですので、県もそういう内容であれば大丈夫だということで、確認を取っています。</p>
畑委員	<p>そういうことなら、問題はないです。</p> <p>普通なら、どうなのでしょう。</p>
事務局	普通なら、そういう形だと良くないということで、県からもこういう方法でお願いしますということです。
畑委員	<p>それと、また別の時に出てくると思いますが、賃借権ということだが、まだそれは何年かということとはわからないのですか。</p> <p>また次回にでも出てくるのでしょうか。</p>
事務局	<p>土地の貸借契約書というの、一応いただいています。</p> <p>令和3年9月30日までという予定にはなっています。そこまでは、佐嶋工務店に貸されるのですが、その先はまだわかりません。</p>
事務局	自動更新の文言が入っているので、もしかすると、ずっとかも知れません。
畑委員	最終的なものになってしまうのか？

事務局	可能性はないわけではないと思います。
畑委員	わかりました。
車議長	他には何か、ありませんか。
車議長	他にないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	ないようですので、議案第21号の2につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第21号の2は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	続きまして、議案第22号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第22号 農用地利用集積計画の審議です。</p> <p>今回は、1から11が賃借権、12から24が使用貸借権の設定となっています。</p> <p>関係戸数といたしましては、利用権の設定を受ける者が7名、利用権の設定をする者が9名となっています。</p> <p>地目等につきましては、田の3年未満が2,303㎡、3年以上6年未満が9,734㎡、10年以上が319㎡、田につきまして、合計12,356㎡です。</p> <p>畑につきましては、3年以上6年未満が15,033㎡となっていて、合計が27,389㎡の利用権設定となっています。</p> <p>詳細につきましては、後ろの方に添付してありますので、よろしく願いいたします。</p>
影山委員	ここに出てくる新しい『株式会社食のみやこ農園』というのは、どういった会社でしょうか。
事務局	以前には、利用権の設定をされているところで、大山望の関係で、その従業員だった坂本さんが設立された株式会社で、主にネギを中心に作っておられる会社です。さきほど楽祐さんと合意解約をされたところの大山望のすぐ下の田んぼとなっています。そちらの方の利用権設定をされて、ネギ等を作られるのではないかと考えています。
影山委員	いつ設立されたのでしょうか。
事務局	<p>昨年の春ごろだと思います。岩立の森田さんの土地を、『食のみやこ農園』で利用権の設定をさせていただいた案件を農業委員会にかけさせていただいています。</p> <p>岩立の森田ゆきのりさんの所の田を借りておられる実績があつて、今の所有の農地となっています。</p>
車議長	ほかには、ありませんか。
井上委員	12番の『食のみやこ農園』ですが、住所が溝口の196番地の1となっているが、どこにあるのか。
事務局	大山望の住所です。
井上委員	大山望の住所は、金屋谷ではないのか。
赤井委員	丸合の横にある。
事務局	<p>丸合の横ですね。</p> <p>伯耆ファームさんもまだ残ってはいるのですが、ほとんど活動はされておられないのではないかと思います。</p>
影山委員	大山望は、まだやっているのか。
事務局	大山望は、普通に営業されておられます。
影山委員	どんどん止めて、こうして作ったりしておられるようだが、大山望はどうなっているの

	か。
事務局	大山望は、第三セクターでやっておられます。食事とかでは、たくさん人が来ておられるのですが、農産物の方は、以前はまあまあ出ていたのですが、今はあまり出ていないような状況にあるようです。いろいろなお菓子とか、お土産品とか、そういうものが中心となっているようです。
影山委員	ホックなどに、ネギとか、野菜などを大山望として出荷されていますが、あれは大山望の誰かが出荷しているのか。
事務局	大山望には、『事業参加者の会』的なものがある、『ガーデンプレイス』ほど厳格なものではないと思いますが、2年前までは毎年4月に総会をされておりましたが、ここ2年くらいは呼びがないので、活動はどうなっているのかと知っているところで 大山望自体は第三セクターということで、町の委託契約はそのままです。
影山委員	大山望から独立してお金を儲けたりして、大山望自体は何をしているのですか。
事務局	一応商工観光課が所管ということです。
影山委員	最近は、どうなっているのか。河上貴一ではないのか。
車議長	エムケー開発です。河上貴一が代表です。
車議長	『食のみやこ農園』については、それくらいでよろしいですか。
影山委員	はい、いいです。
車議長	他には、ありませんか。
加川委員	利用権設定の一番後ろの『農業者の状況等』欄のうち、2番目の前田皓さんについて、利用権の設定を受ける者の主たる経営作物は、牧草となっていますか？
事務局	和牛です。和牛というのか、肉用牛です。
加川委員	5番目の本庄照吉さんは畜産と書いてあるのに、2番目の前田皓さんは牧草となっているのですか。
事務局	生産されるのは牧草なのですが、主たる経営作物としては、『畜産』です。牧草では、生活出来ません。『牧草』と書いてあるのを『畜産』に訂正をお願いします。 主な家畜の飼養状況は、お父さんと経営統合をされましたので、和牛160頭近くです。本庄さんは、和牛です。畜産というと、和牛と乳牛の合計でいいと思います。
加川委員	畜産が作物になるのか。
事務局	経営作物となると、畜産の方がいいかと思います。経営ということになると、作付作物でしたら牧草でしょうけど、作付されるのは牧草で、経営としては、肉用牛というところですよ。
加川委員	経営作物になっているのだから、経営と点を打って、作物となっていればいいのですが。
事務局	ちょっと曖昧な書き方になりますが。
事務局	畜産の方については、両方書いておけば間違いはない。『牧草』を作って『畜産』という書き方がいいかもしれません。
加川委員	わかるように、両方書いてもらった方がいいのではないかと。
車議長	牧草と畜産といっしょに書いておいて下さい。
加川委員	前田皓さんは、繁殖と肥育の両方ですか。
事務局	両方書かずに、和牛だけ書きました。
加川委員	農業委員さんに知ってもらうためには、両方書いてもらった方がいいのではないかと。

事務局	わかりました。
車議長	他には、ありませんか。
車議長	他にないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	議案第22号につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第22号は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	本日の議案は、以上3件です。すべて終了しました。
6 その他	
加川委員	事務局の方をお願いしたいのですが、現地確認の時に当事者の方にも立ち会っていただいて、いっしょに説明を聞いてもらった方がいいのではないかと。 この頃は、全然本人さんがいなくて、私達だけで現地確認をしているように見受けられるのですが、やはり当事者本人に立ち会ってもらった方がいいと思います。 どうしても都合がつかないとか、こちらにいないとかなら仕方ないが、出来るだけ申請者本人が説明する方が望ましい。
事務局	先ほど言われましたように、どうしても都合がつかないということでない限りは、なるべく申請者の方いずれかには出てきていただいて、お話をさせていただこうと思います。 日程の調整等やむを得ない場合もありますが、原則としては、申請者に声掛けをしていきたいと思えます。 特に転用案件に関しては、今後そのように申請者いずれかに出ていただいて行うようにしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。
影山委員	関連ですが、今は農業委員に申請する時に、本人が来てこのようにさせていただきますということが全然ありません。事務局に持って行って現地確認をしてくれということになっているようです。 農業委員が意見を書く欄がありました、今もありますか。
事務局	今もあります。
影山委員	それが非農地であっても、今まで書いたこともないし、何も無いが、それはどのようになっていますか。
事務局	最近は確かにそういう形になっているところがありますので、今後は、そのあたりの方も非農地の分についても行うようにしたいと思います。
影山委員	必要なければ、それでもいいですが。
事務局	そのあたりは昔を遡って、確認してみます。
影山委員	前は、全部書いていました。本人が来てこういう理由で、このように申請しますということを書いて、それに農業委員がサインをしていました。 それが制度が変わってから、全くなくなりました。
井上委員	それは転用だけではなくて、全てだと思います。
事務局	非農地の用紙の方にも、書く欄があります。
車議長	そこは、徹底しましょう。地元の農業委員に、届出用紙を渡して書けるところは書いてもらって、わからないところはまた本人さんが聞きに来て、申請書の用紙を埋める、ここは地元の農業委員さんの印鑑をもらって、意見があつたら、せっかく書く欄が作つてあるのだから、意見を書いてもらうように指導し直したらいいのではないかと。
井上委員	必要だから、作つてあるのだから。
車議長	皆さんの印鑑を事務局がきちんと預かっているのだから、それがだんだん簡素化されて、農

	業委員さんの印鑑を預かっているのだから、押してしまえばいいということで、通してしまっているのだろうと思います。
事務局	印鑑を押してもいいし、書いてもいません。勝手に書くということはありません。このところ、何も言われたことはないのですが、そのあたりは、今後徹底しようと思います。
車議長	そこは今後徹底して、地元の農業委員さんの印鑑を必ず押してもらうこと、さきほど加川委員さんが言われたように、とりあえず推進委員さん、地元の農業委員さん合わせて申請する前に、その土地を1回確認してから申請書を出していただければ、現地確認する時に本人さんがいなくてもわかるのではないかと。 事務局から調査に行くときは、やはり専属でいるわけではないですから、日程が限られてくると思います。そうすると、事務局の都合のいい時に現地確認をするとすると本人さんとの調整がつかなければ、本人さんが来られないということもあるでしょうから、申請する前に、地元の農業委員さんと推進委員さんで1回現地を見てから申請してもらうようにしたらいいのではないかと。
福島委員	そこで、サインするとか。
車議長	それを見てから、農業委員さんが意見を書いて印鑑を押して出してもらうとか。
事務局	そうすると、改めてもう1回現地に行かなくても、そこで事務局も誰か都合のつく人がいっしょに行けば、それで1回で終わります。
車議長	1回で終わってしまいます。そこで事務局がその申請書をもらって帰ればいいのではないのでしょうか。
事務局	サインをその場でしてもらえば、自署なら、印鑑も必要ありませんし。
影山委員	帰ってから印鑑は押せばいいですし。
井上委員	それでいいですけど、立会で確認する時、以前は電話で都合を聞いてから日程が決まっていたのですが、今は何日にしますと決まった日時を言われるので、なかなか日程が合わなくて出られない日があったりしますけど。
車議長	電話で都合を聞いたりして、3人のうち1人の都合が悪かったら、また調整しないといけなかったりするんで、決まった日にちに農業委員さん、推進委員さん、都合を付けて下さいというのが一番いいのではないかと思います。
井上委員	というのは、申請があった時に教えていただいたら、時間が空いている時に見に行くことが出来ますから。
小西委員	申請するのに、農業委員さんを通じて出すのがいいのではないかと。
車議長	先ほど言ったように、ここを転用したいという届け出があったら、申請される方が用紙を全部埋めて書いて、農業委員さんのところに行って、非農地にしたいとか、こういうふうにしたいとかいうことを言えばいいのではないかと。
事務局	申請書を持ってこられたら、出来るだけその場で連絡して、いつが都合がいいか聞いて、まず日程を先に押さえていっしょに現地に行くのが、一番いいのではないかと思います。 農業委員さんが持ってこられる場合も、たまにはあります。もう話は聞いているからということも、なかにはあります。特に転用などは、1回業者がうちに持ってきたところで、農業委員さんに連絡をして、いついつ現地に行きましょうというような日程を決めると、一番スムーズな流れになるのではないかと思います。 これからそのような形でいこうと思います。農業委員さんに連絡がつかない時は、最適

	<p>化推進委員さんにも連絡をして、誰かと業者と農業委員さん、最適化推進委員さんと事務局と、ある程度いっしょに現地を見て、これはどうかという判断をするようにしたらいいかと思います。</p> <p>時間があれば、2～3、日程のところ、そこで、ここか、ここでというようにしたら、ある程度皆さんに出ていただけるのではないかと思います。</p> <p>そのような方向で、今月からしていこうと思います。</p>
車議長	<p>そういう方法で、させて下さい。</p> <p>それで不都合なところがあれば、また変えるとしても、とりあえずこれでさせていただきます。よろしいですか。</p>
全員	はい。
車議長	農地パトロールの件について、事務局より説明していただきます。
事務局	農地パトロールですが、8月24日土曜日午前8時から行いたいと思います。案内文書にも書いてありますが、合わせて、午後5時から予定しています懇親会・慰労会の出欠も取らせていただきます。
事務局	農地パトロールの方は皆さん出席で、懇親会の方は、ただ今のところ6名です。もし出席できるようになりましたら、また早めにご連絡下さい。
車議長	農地パトロールについて、何か質問ありませんか。
車議長	農地パトロールは8月24日午前8時から、駐車場の方に集合して下さい。
事務局	台風の場合は、中止します。
車議長	<p>来月の第6回目の定例会は、9月11日水曜日午前9時30分から、開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、以上で閉会いたします。</p>
7 閉会	午前10時30分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

1番 赤井政司

2番 影山忠嗣